

令和4年

第1回市議会定例会 報告第2号

専決処分の報告について

令和3年9月8日函館市松川町30番先路上で発生した交通事故による損害賠償の額を令和4年1月20日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

令和4年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 損害賠償の額

428,028円

2 損害賠償の相手方

函館市に在住する40歳代の女性